

平成28年10月5日

答申第732号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、退職給付会計について当該視聴者が以前開示を求めた「数理計算上の差異の処理についてNHKの会計処理を正当化する論理的根拠が分かる文書」に対してNHKが開示した文書に関して、「①平成25年度財務諸表の退職給付引当金の注記が虚偽表示となった経緯、②『退職給付に関する会計基準の適用指針第6項』について、1 NHKはその(1)と(2)のいずれの方法によっているのか、2 退職給付債務等計算のデータ等基準日、3 24年度ではなく25年度決算になるまで1,491百万円の調整ができない理由、③退職給付債務の調整の根拠を『退職給付に関する会計基準の適用指針第6項』とする不当な情報開示を行った経緯並びに誤った解釈をすることで正しい決算書が作成することができなかつた経緯、④26年度勤務費用は、609,121百万円と610,613百万円のどちらを基に算出しているのか」について開示の求めがあった。

NHKは、②の1、2は開示し、④は「25年度の勤務費用」と解して開示したが、①、②の3、および③は、いずれも文書が存在しないため開示することができないとした。

なお、②の3については、NHKの未認識数理計算上の差異の考え方とその処理方法について情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年10月5日（第242回審議委員会）

第745号諮問、審議、答申